解散公告

当社は、平成二十九年一月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月八日

広島県大竹市北栄一四番五号

ダイロック株式会社

代表清算人　山内　幸雄

解散公告

当社は、平成二十九年一月十六日開催の株主総会の決議により、同年一月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月八日

福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘一丁目一九番三号

株式会社ヨシダ

代表清算人　吉田　泰則

解散公告

当社は、平成二十八年十一月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月八日

沖縄県宜野湾市我如古一丁目五四番一五号

有限会社ユニ企画

清算人　宮良　富子

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十九年一月三十日厚生労働大臣の承認により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月八日

東京都渋谷区代々木三丁目二五番三号

日本自動車厚生年金基金

代表清算人　北薗　幸二

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年十二月三十一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月八日

大阪府東大阪市花園本町一丁目六番二二号

医療法人甚英会

清算人　齋藤　英子

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年十二月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月八日

宮崎県日向市大字塩見七六二二番地

農事組合法人細川果樹園組合

清算人　細川　源清

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年十二月七日総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月八日

島根県仁多郡奥出雲町下横田四五六番地一

八川生産森林組合

清算人　渡部　一夫

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年一月六日新潟市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月八日

新潟県新潟市西区小新南二丁目二一〇番地一八

亀貝土地区画整理組合

代表清算人　坂井　貫司

解散公告（第三回）

当認可地縁団体は、平成二十七年四月二十六日開催の総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月八日

熊本県八代市海士江町三四一一番地海士江町第一公民館

海士江第一町内自治会

清算人　西田　行

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年十二月一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月八日

宮崎県延岡市愛宕町二丁目二二七七番地一

医療法人社団有和会

清算人　岩田　典子

配当公告

香川県高松市新北町二二番地四

破産者　有限会社丸友水産

右の者に対する高松地方裁判所平成二十七年（フ）第三十七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三二三、三〇二、六三二円

一、配当することのできる金額

金四〇、五八四、六七九円

平成二十九年二月八日

香川県高松市丸の内四番四号四国通商ビル四階

古屋法律事務所

破産管財人　弁護士　古屋　時洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県東根市大字観音寺一二〇一番地、最後の住所山形県東根市中島通り一丁目二五号　特養おさなぎ　被相続人　亡　横倉　ツユ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月八日

山形市七日町一丁目四番一八号　トラッドセブン三Ｅ

浜田敏法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤　陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県取手市米ノ井五二〇番地一、最後の住所茨城県取手市片町二五二番地サンハイツ藤代五〇三　被相続人　亡　中村　邦道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月八日

茨城県取手市藤代南三丁目一一番地二

相続財産管理人　司法書士　戸田　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市石川三丁目二〇六四番地、最後の住所茨城県水戸市東野町三〇四番地の二五ハイツ東野Ｂ棟二〇三号　被相続人　亡　重田　秀明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月八日

茨城県水戸市南町二丁目五番二四号榎澤本店ビル四階石橋・大塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石橋　真一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年二月八日

静岡県裾野市茶畑一六七四番地の二

（甲）株式会社林造園

代表取締役　林　一美

静岡県三島市川原ケ谷七二五番地の一

（乙）有限会社日正園

代表取締役　林　正

第28期決算公告　平成29年2月8日

静岡県裾野市茶畑1674番地の2

株式会社林造園

代表取締役　林　一美

貸借対照表の要旨（平成28年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	55,478
	固定資産	20,609
	資産合計	76,087
負債及び純資産の部	流動負債	9,673
	固定負債	54,699
	株主資本	11,727
	資本金	5,000
	利益剰余金	6,727
	その他利益剰余金	6,727
	（うち当期純利益）	(2,924)
	評価・換算差額等	△12
	その他有価証券評価差額金	△12
	負債・純資産合計	76,087